

第1章 総則	第1節 計画の目的		大-2
	第2節 計画の構成		大-2
	第3節 組織体制		大-2
	第4節 配備体制		大-3
第2章 大規模事故対策 計画	第1節 大規模火災対策計画	第1 基本方針	大-6
		第2 予防計画	大-6
		第3 応急対策計画	大-7
	第2節 危険物等災害対策計画	第1 危険物	大-10
		第2 高圧ガス	大-13
		第3 火薬類	大-15
		第4 毒物劇物	大-17
	第3節 航空機災害対策計画	第1 基本方針	大-20
		第2 予防計画	大-20
		第3 応急対策計画	大-20
	第4節 鉄道災害対策計画	第1 基本方針	大-24
		第2 予防計画	大-24
		第3 応急対策計画	大-25
	第5節 道路災害対策計画	第1 基本方針	大-30
		第2 輸送事業者及び関係機関の責務	大-30
		第3 予防計画	大-30
		第4 応急対策計画	大-30
	第6節 水道水質事故対策計画	第1 基本方針	大-33
		第2 水質事故の想定	大-33
		第3 予防対策	大-33
		第4 応急活動計画	大-34

修正案では、
赤字 で、新しく挿入した記載を、
取り消し線付きの緑字 で、削除
した記載を示しています。

第1章 総則

第1節 計画の目的

潜在的に内在している事故災害から市民及び来街者等の安全を守ることを目的として、自然災害への備えに加えて、大規模な事故（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道災害、道路災害、水道水質事故）を想定した対策を講じることにより、防災体制の一層の充実を図ることとした。

第2節 計画の構成

この計画は、市域で発生又は市域に影響のある大規模な災害について、基本方針、予防計画、応急対策計画について定める。

この計画に定められていないものについては、震災編の規定を適用するものとする。

復旧対策については、原則としてそれぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応ができない場合は、震災編の復旧・復興計画を適用するものとする。

第3節 組織体制

事故が発生した場合、応急活動の主体は、事故の原因者等であり、市においては消防局を中心に消火、救出、救急等や状況に応じて他の関係機関が活動を実施することとなる。しかし、事故による被害が甚大で、市民や来街者等へ影響の及ぶおそれのある場合は、市や他の防災関係機関の機能をもって応急対策にあたる必要がある。

そこで、本市においては、自然災害と同様に事故の大きさに応じた、防災体制を確立することにより、市の全機能をもってその対策にあたるものである。

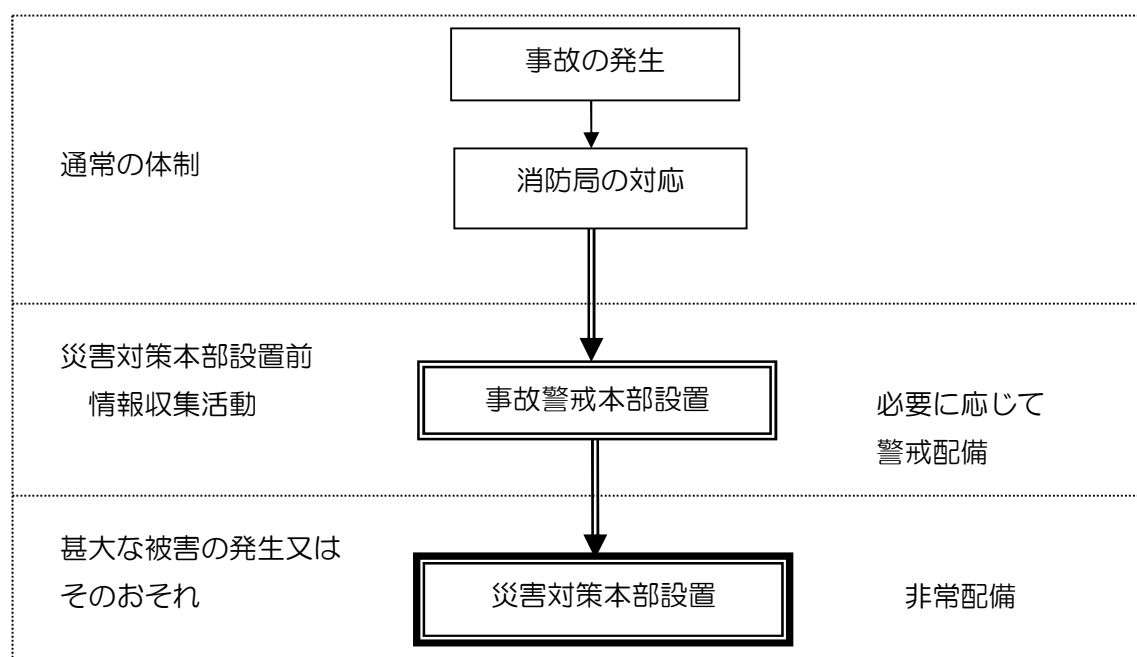


図 市の防災体制

第4節 配備体制

1 体制の立ち上げ

市各部局長は、大規模事故等による災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるときは、市長の指令の有無にかかわらず、必要な職員を配備し、警戒活動を実施するとともに、総務部長に報告する。

夜間・休日等の勤務時間外における緊急事態発生時に迅速な初動体制を確立するため、次のような手順により行う。

守衛当直職員が情報を収受したときは、直ちに市総務部防災安全課長に連絡する。また、守衛当直職員は、市長その他の職員が登庁するまでの間、防災安全課長の指示に従い、情報の収受、指令伝達等の実施にあたる。

防災安全課長が災害情報を収受したときは、直ちに総務部長に連絡する。また、守衛当直職員に必要な指示を行った後、直ちに登庁し、情報の収受、指令伝達等の災害応急対策の実施にあたる。

総務部長は災害情報を収受し、内容により協議等の必要を認めるときは、市長及び副市長に連絡するとともに直ちに事故警戒本部を総務部に設置し情報の収集を行う。

2 事故警戒本部会議

事故警戒本部会議は、総務部長が必要と認めるとき、又は各部局長から総務部長に要請があったときに開催する。

(1-4) 事故警戒本部会議の構成等

事故警戒本部会議は、次に掲げる者をもって構成する。

なお、事故警戒本部会議の長は総務部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を総務部防災安全課に置く。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 総務部長 | <input type="checkbox"/> 財政部長 |
| <input type="checkbox"/> 地域づくり推進部 | <input type="checkbox"/> 保健福祉部長 |
| <input type="checkbox"/> 保健所長 | <input type="checkbox"/> 都市部長 |
| <input type="checkbox"/> 土木部長 | <input type="checkbox"/> 消防局長 |
| <input type="checkbox"/> 会議開催を要請した部局長 | <input type="checkbox"/> その他総務部長が必要と判断した者 |

(2) 協議事項

会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、総務部長若しくは他の部長の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

- 被害情報の収集
- 専門又は研究機関からの情報収集
- 県及び防災関係機関との連絡調整
- 今後の対応策と配備体制の検討
- 市長からの特命事項
- その他

3 配備体制

事故警戒本部会議において、職員の配備が必要となった場合の職員配備体制は、震災編による。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

第1 基本方針

柏市消防局災害出場要領に基づく火災普通出場の第3出場以上及び火災中高層出場の第2出場以上又は大規模災害消防応援実施計画に基づく他の消防機関への応援要請を必要とされる大規模な火災(以下「大規模火災」という。)であって、多数の死傷者、避難者等の発生又は発生が予測される事態について、その対策を定めるものとする。

第2 予防計画

担当部局	関係機関
都市部、消防局	大規模集客施設、大規模施設、高層建築物

(1) 建築物の不燃化の促進

都市計画法、建築基準法、消防法その他の法令に基づき、建築物の不燃化、市街地における延焼防止対策に努める。

(2) 防災空間の整備・拡大

防災空間の整備・拡大については、延焼の遮断効果の高いオープンスペースの確保と街路樹など、植樹による延焼防止機能の整備に努める。

(3) 火災予防

出火防止に関する啓発を実施するとともに、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

火災予防査察に当たっては、柏市火災予防条例、同条例施行規則及び同条例に基づく告示並びに柏市火災予防査察規程の定めるところにより実施する。

(4) 多数の者を収容する建築物の防火対策

多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づき、次に掲げる事項を遵守させる。

- 自衛消防組織の編制及び自衛消防活動の実施
- 消火、通報、避難等の訓練の実施
- 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検整備の実施
- 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- 従業員等に対する防火、及び防災教育の実施

(5) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模火災又は高層建築物の火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予測されるので、一般の建築物にも増した防火対策が必要となる。大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記(4)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、次に掲げる事項を指導する。

- 消防防災システムのインテリジェント化の推進
 - ・ 高水準消防設備の整備
 - ・ 消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - ・ 防災センターの整備
 - ・ ヘリコプターの屋上緊急離着陸場、緊急救助用スペースの設置の推進
- 自衛消防業務に従事する職員に対する高度な教育訓練の計画的な実施

第3 応急対策計画

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、土木部、消防局	柏警察署、国、県

(1) 応急活動体制

状況に応じて職員の非常招集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、関係機関との密接な連携の確保に努める。

(2) 情報収集・伝達体制

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、防災行政無線及び広報車により周辺居住者に情報の伝達に努めるとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県危機管理課へ連絡する。

また、被災者の状況や負傷者の収容などについて、事故の原因者と密接な連携のもとに毎日指定する時間に共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。

(3) 災害救助法の適用

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合である。

(4) 消防活動の方針

- ア 大規模火災の発生に際しては、勤務中の消防職員及び出場要請のあった消防団が初期活動にあたる。市街地火災等の大規模な火災により、消火又は救助救急等の事象が発生した場合は、消防計画に基づき消防局長は非常配備体制をとり、消防職員及び消防団員を招集し、部隊の増強を図る。
- イ 必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村等に消火活動等の応援要請を行う。この要請は、近隣市町村等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定に定めるところによる。

(5) 救助・救急活動

- ア 迅速な救助及び救急活動を行うほか、被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の機関並びに他の市町村等に応援を要請するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助及び救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助及び救急活動を行う。
- イ 市内の医療機関は、患者の急増等に対処するため、相互に緊密な情報交換を行い、他の医療機関等の協力を求めるよう努めるものとする。

(6) 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

(7) 交通対策

柏警察署及び他の道路管理者と協力して、交通の安全、緊急輸送路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

(8) 避難活動

- ア 大規模な火災が発生したときは、市、柏警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。この場合において、災害の状況により市長は防災関係機関と協議し、警戒区域の設定を行うものとする。
- イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。
- ウ 必要に応じて延焼の恐れのない場所に避難所を開設する。

(9) 医療・救護・防疫活動等

震災編に定めるところによる。

第2節 危険物等災害対策計画

第1 危険物

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、土木部、消防局	関係事業所、柏警察署

1 基本方針

危険物による災害を防止し、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所及び防災関係機関の予防対策について定め、災害発生時における危険物の保安対策及び応急対策について定めるものとする。

道路上での危険物等の災害については、本編「第5節 道路災害対策計画」の定めるところによる。

2 予防計画

(1) 事業所等

ア 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 危険物施設(消防法別表に規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所)の規模に応じ、次の人員を配置する。

(7)④ 危険物保安監督者の選任

危険物の規則に関する政令(以下「危政令」という。)で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

(1)② 危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

(7)③ 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の構造及び設備の保安管理をさせる。

ウ 次に掲げる予防対策を講じる。

(7)④ 事業所等の自主的保安体制の確立

事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するための自主的保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

(1)② 事業所相互の協力体制の確立

危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等の自主的な組織活動を行う。

(ウ)③ 地域住民に対する安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民の安全を図るため、防火壁、緩衝地帯等の設置を進める。

(2) 消防局

ア 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入り検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修又は移転させるなど危険物の規制を実施する。

イ 監督行政庁としての立場から、次に掲げる予防対策を実施する。

(ア)④ 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に危険物施設及び貯蔵・取扱い等のなされる危険物の性質及び数量を把握し、これに対する的確な防災計画を策定する。

(イ)② 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

(ウ)③ 消防体制の強化

各事業所毎に火災防災計画を作成させるものとする。

(エ)④ 防災教育の実施

危険物関係職員及び施設の関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を実施する。

3 応急対策計画**(1) 事業所等**

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生後直ちに、その規模の大小にかかわらず、次に掲げる措置をとるものとする。

ア 通報体制

(ア) 責任者は、直ちに119番で消防局、110番で千葉県警察本部に通報するとともに、必要に応じて付近の住民並びに近隣事業所に連絡する。

(イ) 責任者は、被害の概要を早急に取りまとめ、消防局に通報する。

イ 初動活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初動活動を実施する。この場合において、近隣への延焼等の防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとるものとする。

ウ 避難

責任者は、自ら作成した避難計画により、従業員等の避難を実施する。

(2) 県、市及びその他関係機関

災害の規模、状況に応じ、県及び柏市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携のもと次に掲げる応急対策を実施する。

ア 災害情報の収集及び報告

災害現場に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市長及び県危機管理課に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

イ 救急医療等の実施

当該事業所、市及び医療機関等は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

ウ 消防活動

危険物火災等の特性に応じた消防活動を速やかに実施する。

エ 避難活動

市長は、被害が拡大し当該事業所周辺の住民に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定して周辺住民を避難所へ誘導する。

オ 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

カ 交通対策活動

交通の安全、緊急輸送路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

キ 原因の究明

県、労働基準監督署、消防局等は、災害の発生原因の究明に当たる。

危険物施設設置状況

施設別		件数	施設別		件数
製造所		11	取 扱 所	給油取扱所	7877
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	8085		第一種販売	54
	屋外タンク	30		第二種販売	1
	屋内タンク	2		一般取扱所	55
	地下タンク	9392		計	402403
	簡易タンク	1		平成29令和元年12月716日現在 (消防局)	
	移動タンク	3937			
	屋外貯蔵所	78			

第2 高圧ガス

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、土木部、消防局	関係事業所、柏警察署

1 基本方針

高圧ガスによる災害を防止し、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害発生時における保安対策並びに応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

防災組織の体系、編制方法及び業務の内容等を明示しておく。

イ 通報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び手順で消防局等防災関係機関に通報するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模な災害の発生を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

大規模な災害が発生し、当該事業所等では対応できない場合を想定し、関係事業所及び防災関係機関等の中で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

オ 防災資機材の整備

保有する防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理並びに操作方法の習熟に努める。また、当該事業所等が保有する防災資機材等で対応できない場合を想定し、外部から防災資機材等を調達できる体制を整備する。

カ 保安教育の徹底

従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識等の習得を徹底し、保安意識の高揚を図る。

キ 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 県、市及びその他関係機関

ア 防災資機材等の整備

(ア) 県及び市（消防局）は、事業所等に対し防災資機材等の整備の促進を図るとともに、その管理について指導する。

(イ) 県及び市（消防局）は、事業所等に対して、効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに、報告の協力を求めるなど、防災資機材等の種類及び数量の把握に努める。

イ 保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

ウ 防災訓練の実施

県及び関係団体は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

ア 緊急通報

高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設から災害が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡経路に従い、消防、警察等防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに当該事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携して、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を実施する。

エ 防災資機材等の調達

防災資機材が不足又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

オ 被害の拡大防止措置

毒性ガス、可燃性ガスが漏洩した場合は、ガス検知器等で濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

(2) 県、市及びその他関係機関

ア 事故発生通報

事故発生の通報を受けた市（消防局）は、災害現場の被災状況を的確に把握する。状況に応じ、総務部及び他の防災関係機関と連絡調整を図る。

イ 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。

ウ 防災資機材の調達

県及び市は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合は協力して防災資機材を調達する。

千葉県警察及び柏警察署は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

エ 被害の拡大防止措置及び避難

市長は、被害が拡大し当該事業所周辺にも影響を及ぼすものと予想される場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。

オ 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

カ 交通対策活動

交通の安全、緊急輸送の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

キ 原因の究明

県、労働基準監督署、消防局は、災害の発生原因の究明に当たる。

第3 火薬類

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、土木部、消防局	関係事業所、柏警察署

1 基本計画

火薬類による災害を防止し、災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策を定めるとともに、火薬類に関する災害時における保安対策及び応急対策について定める。

2 予防計画

(1) 事業所等

ア 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害が発生する恐れのあるときは、警戒体制をとるものとする。

イ 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立するものとする。

(7)④ 防災組織の確立

あらかじめ防災組織の編制を行い、その業務内容について明らかにしておく。

(1)② 通報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び手順で防災関係機関等へ連絡するための緊急時通報体制を確保する。

(7)③ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(1)④ 相互応援体制の確立

災害が発生し、当該事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

ウ 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また施設の新設等の機会がある毎に、保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

エ 防災訓練の実施

事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努めるものとする。

(2) 県、市その他の関係機関

県及び関係団体は、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

ア 緊急通報

火薬類施設から災害が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により消防局及び警察等防災関係機関に通報する。

イ 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに当該事業所又はその付近に災害対策本部等を設置し、消防局その他の防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

ウ 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急対策を実施する。

(2) 県、市及びその他関係機関

ア 緊急通報

119番通報を受けた消防局は、その状況により常磐自動車道を管理する東日本高速道路(株)関東支社及び総務部並びにその他の防災関係機関に連絡する。

イ 消防活動、応急措置の実施

事業所の責任者と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な消火活動等の応急措置を実施する。

ウ 被害の拡大防止措置及び避難

市長は、被害が拡大し当該事業所周辺の住民に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。

エ 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。

オ 交通対策活動

交通の安全、緊急輸送の確保を図るため、災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

カ 原因の究明

県、労働基準監督署、消防局等は、災害の発生原因の究明に当たる。

火薬類取扱事業所

施設の種類	事業所数
花火製造所	1

平成28年令和元年2月16日現在（消防局）

第4 毒物劇物

担当部局	関係機関
総務部、保健所、地域づくり推進部、消防局	関係事業所、柏警察署、国、県

1 基本計画

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者、業務上取扱者、及び関係機関の予防対策について定めるとともに、災害発生時における応急対策について定めるものとする。

道路上での危険物等の災害については、本編「第5節 道路災害対策計画」の定めるところによる。

2 予防計画

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止にあたる。

イ 管理体制の整備

毒物劇物による危害の未然防止及び事故等の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

ウ 施設の保守点検

危害防止規定に基づき施設を点検・整理し、事故の未然防止に当たる。

エ 教育訓練の実施

危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

オ 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記アからウにより危害防止を図る。

(2) 保健所

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者等に対して立ち入り検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

3 応急対策計画

(1) 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

ア 通報

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、柏市保健所、警察署、又は消防局への通報を行う。

イ 応急措置

毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講じる。

(2) 県、市及びその他関係機関

ア 緊急通報

市消防局は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて総務部及び他の防災機関と連絡調整を図る。

イ 被害の拡大防止

火災が発生した場合、施設管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

ウ 救急医療

大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

エ 水源汚染防止

毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。

オ 避難

市長は、県及び関係機関と協議の上、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。

第3節 航空機災害対策計画

第1 基本方針

市内において、民間等航空機又は自衛隊機の墜落事故等（以下「航空機事故」という。）による多数の死傷者を伴う大規模な航空機災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策について定める。

第2 予防計画

担当部局	関係機関
消防局	県、柏警察署、海上自衛隊、航空輸送事業者

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

県、柏警察署、海上自衛隊下総教育航空群及び航空輸送事業者等（以下「関係機関」という。）との情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(2) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

市及び関係機関は、航空機災害に対して各々の業務に必要な資機材の整備及び備蓄に努める。また、クレーン車等の重機の調達体制に努めるものとする。

(3) 防災訓練

市及び関係機関は、相互の連絡体制の強化を図るため訓練の実施に努める。

第3 応急対策計画

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、土木部、消防局	国、県、柏警察署、海上自衛隊、航空輸送事業者

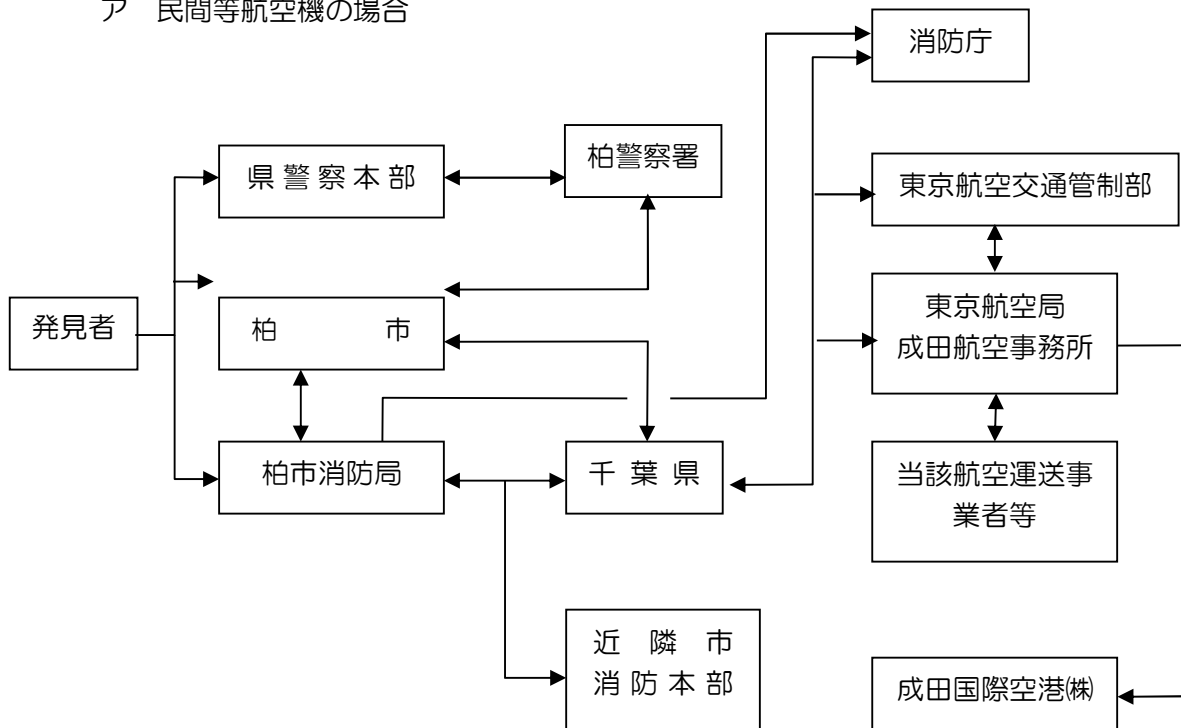
(1) 災害情報の収集及び報告

航空機事故を覚知したときは、事故現場に職員を派遣する等事故を的確に把握するとともに、市長及び県危機管理課に事故発生の上記及び中間報告を行う。

(2) 関係機関の情報伝達系統

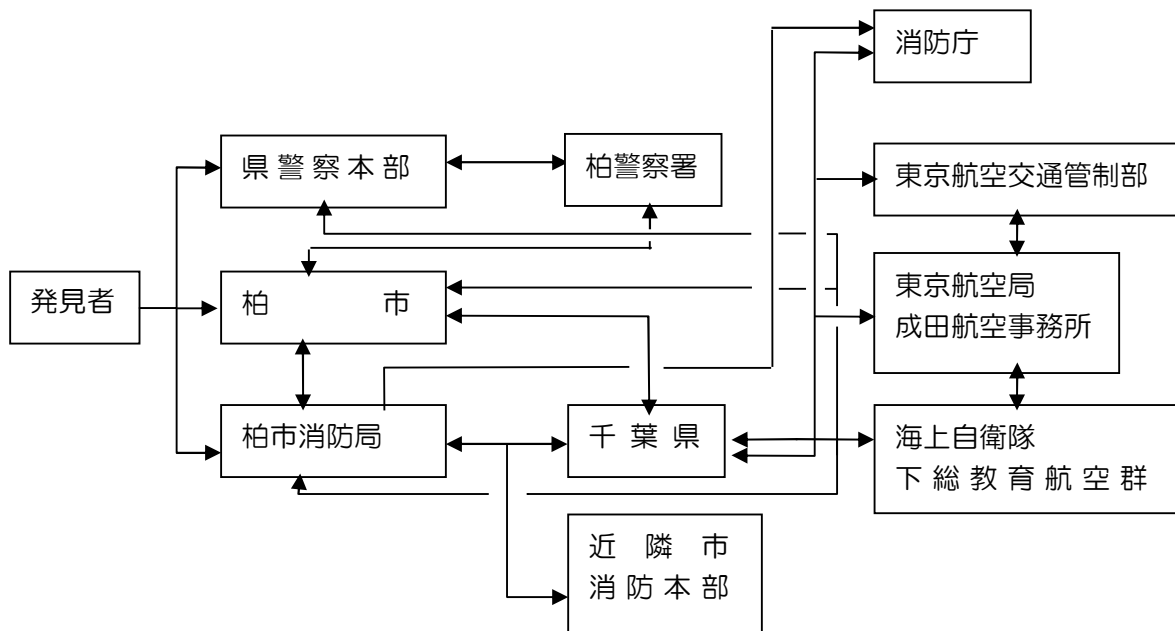
各関係機関は、航空機事故を覚知したときは、初動体制を早期に確立するため、次のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。

ア 民間等航空機の場合



民間等航空機の場合の情報伝達系統

イ 自衛隊機の場合



自衛隊機の場合の情報伝達系統

(3) 応急活動体制

航空機事故の状況に応じて職員の非常招集、情報収集の伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

(4) 相互協力・派遣要請計画

- ア 航空機災害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- イ 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うものとする。

(5) 住民等への情報伝達体制

応急災害対策実施の理解を得るため、防災行政無線、広報車及び報道機関等を通じて、周辺居住者、事業所及び通行者等に対し次のとおり広報を行う。

- ア ~~(ア)~~被害の発生状況
- イ ~~(イ)~~市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ウ ~~(ウ)~~避難勧告や避難指示等の避難情報の指示伝達、~~勧告~~及び避難先の指示
- エ ~~(エ)~~地域住民及び事業所への協力依頼
- オ ~~(オ)~~その他必要と思われる事項

報道機関への対応は、原因者と密接な連携をもって、毎日指定する時間に地域づくり推進部広報広聴課が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。

なお、自衛隊機の場合は、報道機関への対応は自衛隊が行う。この場合、市は関係機関との間で公表すべき情報の確認及び調整等を行い、上記のとおり市民等へ情報伝達を行うものとする。

(6) 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号により、住家に被害が生じた場合のほか、第4号により直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。

(7) 消防活動の方針

航空機事故により、火災の発生又は発生するおそれのある場合は、勤務中の消防職員及び出動要請のあった消防団が初期活動又は初期活動準備にあたる。

また、大規模な火災により、消火の事象が発生した場合は、消防計画に基づき消防局長は非常配備体制をとり、消防職員及び消防団員を招集し、部隊の増強を図るとともに、必要に応じて近隣市町村等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定に定めるところにより、他の市町村等に消火活動等の応援要請を行う。

ただし、自衛隊機の場合は次のとおり対応するものとする。

- ア 自衛隊機において住民に被害が及ばない場合は、自衛隊が消火活動を行う。
- イ 現場からの通報により消防局が先に到着した場合は、直ちに消火活動を行い、自衛隊到着後は、消火活動の支援にあたる。
- ウ 住民に被害が及ぶ場合は、消防局は自衛隊と連携しつつ、上記の消火活動を行う。

(8) 救助・救急活動

迅速な救助・救急活動を行うとともに、市は被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の機関並びに他の市町村等に応援を要請するものとする。

また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

市内の医療機関は、負傷者に対し適切な医療活動を行うとともに、患者の急増等に対処するため、相互に緊密な情報交換を行い、他の医療機関等の協力を求めるよう努めるものとする。

ただし、自衛隊機の場合は次のとおり対応するものとする。

- ア 自衛隊機事故において住民に被害が及ばない場合は、自衛隊が乗員の救出、救護活動を行う。
- イ 現場からの通報により消防局が先に到着した場合は、直ちに救出、救護活動を開始し、自衛隊到着後は、現地で活動の調整を行う。
- ウ 住民に被害が及ぶ場合は、消防局及び市は自衛隊と連携しつつ、活動分担を明確にして、上記の住民の救出、救護活動を行う。
- エ 医療機関への搬送は自衛隊及び消防局が行う。

(9)9 —警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、市及び他の関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。

10(10) —交通対策

柏警察署及び他の道路管理者と協力して、交通の安全、緊急輸送路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

(11)11 —避難活動

- ア 航空機災害が発生したときは、市及び関係機関は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。この場合において、災害の状況により市長は関係機関と協議し、警戒区域の設定を行うものとする。
- イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び危険箇所等の所在並びに災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。
- ウ 必要に応じて延焼の恐れのない場所に避難所を開設する。
- エ 下総航空基地またはその近隣で大規模な航空機事故等が発生したときに避難所として開設する施設は、高柳及び手賀近隣センター、学校などの指定避難所のほか、被害状況に応じて、物資集積所候補施設としている沼南体育館についても避難所として開設する。
- オ その他、避難対策の実施については、震災編第3章災害応急対策計画第2節の「第6 避難対策」に定めるところによる。

(12)12 — 救援・医療救護・防疫活動等

震災編に定めるところによる。

第4節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

鉄道における列車等の衝突、脱線等による多数の死傷者等の発生が予測される鉄道災害に対する対策について定める。

本市における、計画対象鉄道事業者は、次のとおりである。

- ~~(1)ア~~ 東日本旅客鉄道(株)
- ~~(2)イ~~ 東武鉄道(株)
- ~~(3)ウ~~ 首都圏新都市鉄道(株)

第2 予防計画

担当部局	関係機関
総務部、土木部、消防局	鉄道事業者、国、県

(1) 各事業者による予防対策

鉄道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行うものとする。

常に乗務員及び保安要員に対する教育訓練を行うとともに検査精度の向上を図り、施設、設備、車両等の保守点検管理体制の充実に努める。

(2) 国、県、市等による予防対策

~~ア~~ 国、公共機関、地方公共団体及び鉄道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

~~イ~~ 国、県及び市は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。

~~ウ~~ 国、県、市、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏み切り保安設備の整備、交通規制の実施など踏み切り道の改良に努める。

第3 応急対策計画

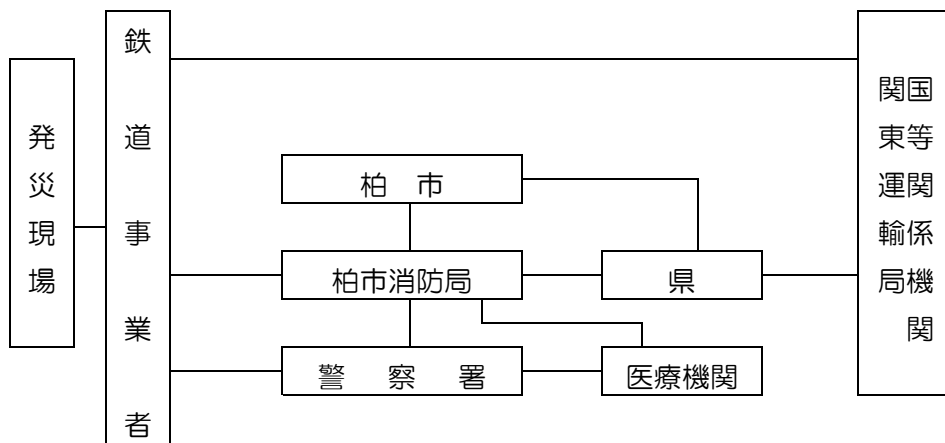
担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、経済産業部、土木部、消防局	鉄道事業者、柏警察署、国、県

(1) 鉄道事業者の責務

鉄道事業者は、事故災害発生後に直ちに、負傷者の救助救急活動等を行うとともに、災害発生時の情報伝達系統に基づき 119 番で消防局、110 番で千葉県警察本部に通報する。鉄道事業者による応急・復旧対策の概要は、別表のとおりとする。

(2) 災害情報の収集及び報告

災害発生を覚知したときは、事故現場に職員を派遣する等事故の状況を的確に把握するとともに、市長及び千葉県危機管理課に事故発生の上報及び中間報告を行う。



災害発生時の情報伝達系統図

(3) 相互協力・派遣要請計画

- ア 事故の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- イ 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うものとする。

(4) 住民等への情報伝達体制

応急災害対策実施の理解を得るため、必要に応じて防災行政無線、広報車及び報道機関等を通じて、周辺居住者、事業所及び通行者等に対し次のとおり広報を行う。

- ア 被害の発生状況
- イ 市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ウ 避難勧告や避難の指示等の、~~勧告~~避難情報の伝達及び避難先の指示
- エ 地域住民及び事業所への協力依頼
- オ その他必要と思われる事項

報道機関への対応は、事故の原因者と密接な連携のもとに、毎日指定する時間に地域づくり推進部広報広聴課が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。

(5) —消火活動

火災の発生を覚知したときは、速やかに消火活動を実施する。

(6) —救助・救急活動

ア 必要に応じ民間からの協力により救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助及び救急活動を行う。

イ 必要に応じて事故現場付近に応急救護所を開設する。医療機関は、負傷者に対して医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

(7) —警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期するため、警戒活動、交通規制活動を実施する。

(8) —交通対策活動

交通の安全、緊急輸送道路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。

(9) —避難活動

ア 事故災害が発生したときは、市及び柏警察署等は、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。

イ 必要に応じて乗客等の一時的な避難所を開設する。

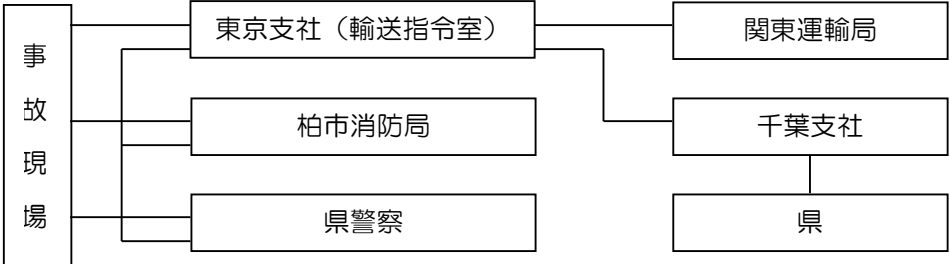
(10) ~~10~~ — 医療・救護、防疫活動

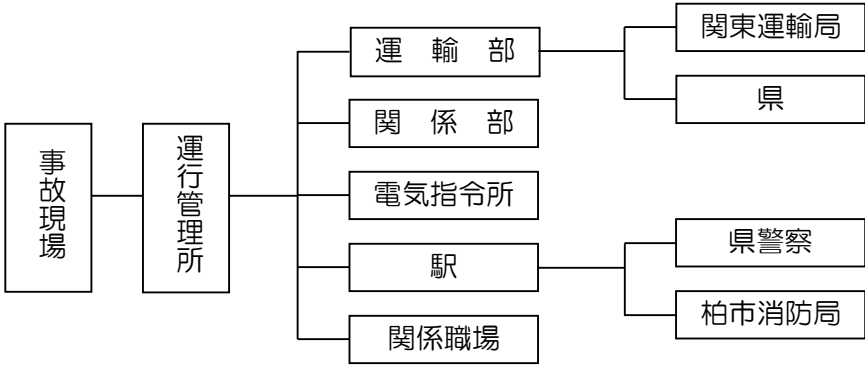
震災編に定めるところによる。

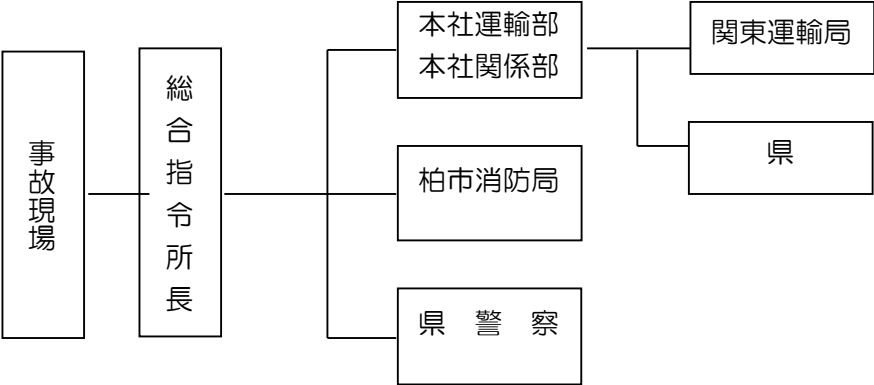
(11) ~~11~~ —代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生したときは、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

【別表：鉄道事業者による応急・復旧対策の概要】

事業者	応急・復旧対策の概要
<p>東日本旅客鉄道(株) 東京支社</p>	<p>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、乗務員は冷静に状況を判断し、「東京支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害状況の周知及び乗車中の社員への協力要請及び災害情報の伝達等適切な措置をとる。</p> <p>(4.1) 災害対策本部の設置 災害の発生により旅客輸送に著しい支障が生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮し早期復旧を図る。</p> <p>(2.2) 自衛消防隊 自衛消防隊は、市消防隊等の到着するまでの間、駅区長の指揮により、消火器、乾燥土砂等により初期消火活動を実施する。</p> <p>(3.3) 救護活動 東京支社は、救護活動を適切かつ迅速に実施するため、「東京支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置する。</p> <p>[情報連絡体制]</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[東京支社（輸送指令室）] A --- C[柏市消防局] A --- D[県警察] B --- E[関東運輸局] B --- F[千葉支社] F --- G[県] </pre>

事業者	応急・復旧対策の概要
東武鉄道(株)	<p>列車事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）した場合、又は、社会的に影響が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部事故・災害等対策規程」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に基づき、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救助等適切機敏な処置をとる。</p> <p>また、災害の発生に際し、的確な処理を行うため、社内及び関係機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。</p> <p>[災害時の活動組織の編成計画]</p> <p>(14) 災害対策本部 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。</p> <p>(22) 現地対策本部 特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。</p> <p>(33) 災害対策総本部 (14)の鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として本社に災害対策総本部を設置する。</p> <p>[情報連絡体制]</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[運行管理所] B --- C[運輸部] B --- D[関係部] B --- E[電気指令所] B --- F[駅] B --- G[関係職場] C --- H[関東運輸局] C --- I[県] F --- J[県警察] F --- K[柏市消防局] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び市消防局に連絡する。</p>

事業者	応急・復旧対策の概要
<p>首都圏新都市鉄道株</p>	<p>事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出及び避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し早期復旧及び輸送の確保を図る。</p> <p>(4.1) 事故対策本部の設置</p> <p>事故及び輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生した場合には、事故・災害対策規程に基づき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地対策本部を設置し、社員を非常招集して応急活動を行う。</p> <p>[情報の連絡体制]</p>  <pre> graph LR A[事故現場] --- B[総合指令所長] B --- C[本社運輸部 本社関係部] B --- D[柏市消防局] B --- E[県警察] C --- F[関東運輸局] C --- G[県] </pre> <p>大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。</p>

第5節 道路災害対策計画

第1 基本方針

多数の死傷者等が発生する道路上の災害を未然に防止し、災害が発生した場合、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

この節では、特に危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に係る災害を対象とする。

危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」及び火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

なお、高速道路における危険物運搬車両の事故対策については、「千葉県高速道路危険物運搬車両事故防止対策協議会」において平成12年3月に策定された「危険物運搬車両の事故発生時における現場対応マニュアル」に基づき、迅速な現場処理を推進することとしている。

第2 輸送事業者及び関係機関の責務

輸送事業者及び関係機関は、この計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

常磐自動車道における運搬車両の事故対策については、茨城県高速道路交通警察隊、常磐自動車道三郷、いわき北茨城インターチェンジ間における消防相互応援協定に基づく出動消防機関と連携を図り対応するものとする。

第3 予防計画

担当部局	関係機関
総務部、消防局	国、県、東日本高速道路(株)

危険物等の名称及び事故の際に講ずべき措置を記載した書面（イエローカード）の携帯輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等防除活動が適切に行われるため、輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第4 応急対策計画

担当部局	関係機関
総務部、地域づくり推進部、保健福祉部、保健所、 経済産業部、土木部、消防局	柏警察署、国、県、東日本高速道路(株)

(1) 輸送事業者

ア 緊急通報（運転手等）

輸送事業者は、当該輸送車両から、危険物等の流出事故が発生した時は、直ちに119番で消防局に連絡するとともに、防除活動が適切に行われるため、流出した危険物等の名称及び措置の方法を伝達する。

イ 拡散防止及び防除（運転手等）

輸送事業者は、消防局が到着するまでの間、事故現場周辺の安全確保、危険物等の適切な拡散防止及び防除を実施するものとする。

(2) 市及び関係機関

ア 災害通報

119番通報を受けたときは、防除活動のため現場に出動する職員等に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置について伝達する等職員の安全管理を徹底する。

イ 連絡

市消防局は、事故発生情報を市防災安全課及び他の防災関係機関に連絡する。

(3) 消防活動

危険物等の特性に応じた消防活動を速やかに実施する。

(4) 交通対策活動

交通の安全、緊急輸送道路の確保のため、当該事故現場周辺の交通対策活動を実施する。

(5) 警戒活動、交通規制活動

柏警察署は、当該事故現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。

(6) 避難活動

市長は、流出した危険物等の性質、流出量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、災害対策基本法に基づく警戒区域の設定を行い、地域住民及び周辺の学校、事業所に対し、避難勧告等の措置を講じるものとする。

ア 災害が発生したときは、柏警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に速やかに適切な避難誘導を行う。

イ 避難誘導に当たっては、避難場所、避難経路、災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。

ウ 必要に応じて被害の及ぶ恐れのない場所に避難所を開設する。

エ その他避難対策の実施については、震災編に定めるところによる。

(7) — 広報活動

市並びに柏警察署は、地域住民等の民心の安定のため、流出した危険物等の情報及び被害拡大の防止について、防災行政無線及び広報車両等を使用して、警戒及び安心情報を広報する。また、必要に応じて被災状況などについて、毎日指定する時間に地域づくり推進部広報広聴課が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。

(8) — 応急医療・救護活動

多数の傷病者等が発生した場合は、直ちに震災編に定めるところにより、医療・救護活動を実施する。

医療機関は、傷病者に対して医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

(9) — 常磐自動車道上の消防活動

常磐自動車道における柏市地域の活動消防機関は、常磐自動車道三郷、北茨城インターチェンジ間における「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書」に基づき、次のとおり定めている。

方 面	IC 名		担当消防機関		IC 名		担当消防機関		IC 名
下り線	流山 IC	→	流山市消防本部	→	柏 IC	→	柏市消防局	→	谷和原 IC
上り線	流山 IC	←	柏市消防局	←	柏 IC	←	常総広域組合消防	←	谷和原 IC

第6節 水道水質事故対策計画

第1 基本方針

平成24年5月19日に発生した市内全域断水の教訓を踏まえ、市の水道水が水源の水質事故等により給水停止となるおそれ、または給水停止となる場合に備え、予め給水体制を整えるとともに、給水停止後の応急給水活動を円滑に実施するため、各種の対策について定める。

また、水質事故は水源等の水質異常により給水の停止を余儀なくされる事態を想定し、人的被害の発生については、柏市危機管理基本計画の定めるところによる。

第2 水質事故の想定

(1) 水道原水の水質事故

市の水源は、利根川水系江戸川の表流水と地下水であり、表流水は北千葉広域水道企業団で取水・浄化したものを受水しているため、利根川水系江戸川や地下水へ有害物質等の流入等による水質事故が考えられる。

(2) 水道施設の水質事故

テロ行為等による取水施設、浄水施設、送配水施設、給水施設への有害物質等の投入、破壊行為によるものと、停電や水源設備の故障による断水やにごり水の発生による水質事故が考えられる。

第3 予防対策

担当部局	関係機関
総務部、水道部	北千葉広域水道企業団、柏市管工事協同組合、日本水道協会千葉県支部、千葉県水政課

(1) 情報連絡体制の整備

利根川水系江戸川の水質事故については、市（水道部）と北千葉広域水道企業団との間において休日及び夜間を含む情報の収集及び連絡体制を整備するものとする。

(2) 給水拠点の拡充・周知

水道水の給水停止に備え、市は応急給水拠点の拡充に努めるとともに、給水拠点の所在地についてあらゆる機会を通じて市民に周知する。

また、要配慮者への給水支援対策として、各近隣センターに配備しているペットボトル飲料水を地域住民等の協力を得て配布する体制を整える。

(3) 1 応援体制の確立

応急給水に必要な人員を算出し、市の全部局からの応援職員体制を予め構築するとともに、柏市管工事協同組合等や地域との協力体制を具体的に整えるものとする。

(4) 1 訓練の実施

応急給水の実施が円滑に行なえるよう定期的に給水訓練を実施するとともに、災害用井戸等の合鍵を各近隣センターに配備するとともに、施設管理者や応援職員に貸与し、迅速な給水活動の実施を目指す。

第4 応急活動計画

担当部局	関係機関
全部局	北千葉広域水道企業団、柏市管工事協同組合、日本水道協会千葉県支部、千葉県水政課、協定締結自治体等

(1) 1 情報収集・伝達

- ア 北千葉広域水道企業団は、利根川水系に水質事故が発生し、又は発生のおそれがある場合、直ちに状況を市（水道部）に伝達する。
- イ 市（水道部）は、北千葉広域水道企業団が供水・取水停止の可能性がある場合や水道施設で設備故障等が発生し、給水停止の可能性がある場合、水道事業災害対策本部を設置し今後の事態予測を行うとともに、防災・広報担当部署に報告する。
- ウ 状況に応じて、市（総務部）は災害対策本部を設置して、市内部の情報共有に努める。
- エ 関係機関に給水停止情報を伝達するとともに、市民への広報活動を実施する。
- オ 市（水道部）、市役所本庁舎にコールセンターを開設する。
- カ 情報の迅速・円滑な共有化を目指すため、市（水道部）と防災・広報担当部署の職員を情報連絡要員として相互に派遣する。

(2) 2 応急給水の準備・実施

- ア 給水所が立地する施設管理者に対し、情報伝達と協力要請を行なうとともに、柏市管工事協同組合等や地域住民に応急給水活動への協力を要請する。
- イ 応急給水箇所における給水活動については、現地配置の水道部職員の指示により、断水地域等の地区災害対策本部が対応することとし、耐震性井戸付貯水装置は市の応援職員、耐震性貯水槽と水源地は市（水道部）職員及び柏市管工事協同組合、給水タンクは市（水

- 道部) 職員が主に担当し、応急給水を実施する。給水にあたっては、原則として1人1日当たり3リットルとし、人員整理・交通整理を的確に実施する。特に、小・中学校については児童・生徒の安全を確保するため、車の通行ルートや駐車スペースを明確にする。
- ウ 災害拠点病院等については、優先性を考慮し、給水車を配車の上、優先給水を行なう。(震災編第2章第3節第3「物資供給・給水体制」参照)
- エ 応援に駆けつけた他水道事業者の給水活動については、水道部職員の指示により、優先性を考慮して行う。
- オ ペットボトル飲料水については、地域住民の協力の下、給水所での受け取りが困難な要配慮者等に配付する。

(3) 給水体制

(1) ア- 給水拠点の整備

飲料水、生活用水については、災害用井戸や貯水槽の整備、民間協定井戸や水道施設(水源地)の活用により確保する。

また、飲料水・生活用水の一層の確保を目指し、民間事業者の保有井戸や家庭用井戸を地域の給水資源として活用できるよう推進する。

【応急給水所】

平成30年1月現在

	設備名	箇所数	備考
飲料水	災害用井戸	16	各コミュニティエリアに最低1箇所整備
	耐震性貯水槽	7	
	民間協定井戸	3	新たな協定締結を推進
	水源地	5	
	給水タンク	6	
	その他	1	
	計	38	
生活用水	防災用簡易井戸	15	手こぎ式
	災害用井戸協力の家	66	
	計	81	

※コミュニティエリア別防災資源一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料編 10-1】

イ (2) 給水支援対策

(ア) ④優先給水

人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車するため、予め各医療機関における次の事項を事前に把握し、優先性を考慮した給水体制を整える。

- | |
|---|
| ■災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無 ■透析医療の有無
■産婦人科の有無 ■受水槽の容量 ■井戸水の利用状況 |
|---|

と
もに、備蓄の不足に備え、町会・自治会・区等や福祉関係団体との連携により、ペットボトル飲料水等の配給体制を構築する。

(4) 応援要請・受援体制

千葉県水政課や日本水道協会千葉県支部等に給水車の応援要請を行なう。給水車の配車は災害拠点病院及び災害医療協力病院等の優先給水施設、給水タンクによる応急給水拠点に行う。

(5) 応急給水の終了・にごり水対策等

ア 断水解消時間を推計し、にごり水対策を含めた情報について市民への広報活動を実施する。

イ にごり水の解消のため、本管の排水作業を実施する。